

1 級ファイナンシャル・プランニング技能検定試験<基礎編・応用編> 学科対策テキスト 主な改正項目のお知らせ

本資料は、原則として 2019 年 10 月 1 日現在の法令等に基づき作成しています。
F P 試験において押さえておきたい主な改正項目を掲載していますのでご確認ください。

<ライフプランニングと資金計画>

1. 雇用保険の基本手当に係る賃金日額および基本手当日額の限度額が変更されました。

2019 年 8 月 1 日より、賃金日額および基本手当日額の上限額および下限額が以下のとおり変更されました。なお、これらの額はいずれも毎年 8 月 1 日に変更されます。

<賃金日額および基本手当日額の上限額>

離職日の年齢	賃金日額	基本手当日額
29 歳以下	13,630 円	6,815 円
30 歳～44 歳	15,140 円	7,570 円
45 歳～59 歳	16,670 円	8,335 円
60 歳～64 歳	15,890 円	7,150 円

<賃金日額および基本手当日額の下限額>

離職日の年齢	賃金日額	基本手当日額
全年齢	2,500 円	2,000 円

2. 雇用保険の教育訓練給付に新たな内容が加われました。

雇用保険の教育訓練給付について、4 年課程の専門実践教育訓練や特定一般教育訓練給付金制度が新たに加われました。

<4 年課程の専門実践教育訓練の開始>

2019 年 4 月 1 日以降、法令上の最短の課程が 4 年となる専門実践教育訓練（専門職大学等、管理栄養士の養成課程）については、通常の 3 年分の支給額に加え、4 年目受講相当分として上限年額 40 万円（資格取得等した場合は上限年額 56 万円）が上乘せされ、上限 160 万円（資格取得等した場合は上限 224 万円）に引き上げられました。ただし、在職者で比較的高い賃金を受ける者や、専門実践教育訓練の受講開始日前 10 年以内の期間内に、別の専門実践教育訓練を受講したことがある者は対象外とされます。

<特定一般教育訓練給付金制度の開始>

2019 年 10 月 1 日以降、速やかな再就職および早期のキャリア形成に資する特定一般教育訓練を受けた場合、受講費用（教育訓練経費）の一部が支給されます。

	特定一般教育訓練給付金
対象者	被保険者期間が通算 3 年以上（初回のみ 1 年以上）ある者 ^(注 1) ^(注 2)
支給額	教育訓練経費 × 40%
支給額の上限	20 万円
その他	教育訓練の受講開始 1 ヶ月前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受けてジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて受給資格確認を行うことが必要

- (注1) 雇用保険の被保険者、または被保険者であった者のうち、被保険者資格の喪失日から受講開始日までの間が1年以内の者。ただし、妊娠・出産・育児・疾病等の理由により、教育訓練給付の適用期間が延長された場合には、最大20年以内の者
- (注2) 2014年10月1日以降に教育訓練給付金を受給した場合には、前回の教育訓練給付金の受給日から受講開始日前までに3年以上経過している者

3. 年金生活者支援給付金制度が始まりました。

消費税率10%への引き上げにあわせて、2019年10月1日より、年金を含めても所得が低い者の生活を支援するための制度として、年金生活者支援給付金制度が始まりました。

年金生活者支援給付金は年金に上乘せられて支給され、老齢給付・障害給付・遺族給付の3種類があります。

	老齢年金生活者 支援給付金	障害年金生活者 支援給付金	遺族年金生活者 支援給付金
対象者	以下3点の要件をすべて満たす者 ・65歳以上の老齢基礎年金の受給者 ・同一世帯の全員が市町村住民税非課税 ・前年の公的年金等の収入金額 ^(注1) とその他の所得との合計額が879,300円以下	以下2点の要件をすべて満たす者 ・障害基礎年金の受給者 ・前年の所得 ^(注2) が4,621,000円 ^(注3) 以下	以下2点の要件をすべて満たす者 ・遺族基礎年金の受給者 ・前年の所得 ^(注4) が4,621,000円 ^(注3) 以下
支給額	5,000円(月額)を基準として、保険料納付済期間と保険料免除期間の各々を基に算出した額の合計額 ^{(注5)(注6)}	・障害等級が2級の者：5,000円(月額) ・障害等級が1級の者：6,250円(月額)	5,000円(月額) ^(注9)

- (注1) 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれない
- (注2) 障害年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない
- (注3) 扶養親族の数に応じて増額される
- (注4) 遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない
- (注5) 以下の①と②の計算式を基に算出した額の合計額となる
- ① 保険料納付済期間を基に算出した額(月額) = 5,000円 × 保険料納付済期間 / 480月^(注7)
- ② 保険料免除期間を基に算出した額(月額) = 10,834円^(注8) × 保険料免除期間 / 480月^(注7)
- (注6) 老齢年金生活者支援給付金の支給により所得の逆転が生じないようにするため、前年の年金収入額と所得額の合計が779,300円を超え879,300円以下である者については、5,000円(月額)を基準として保険料納付済期間を基に算出した額に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給される
- (注7) 1941(昭和16)年4月2日以降に生まれた者の被保険者期間の月数
- (注8) 保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間については10,834円(老齢基礎年金の満額(月額)の1/6)、保険料1/4免除期間については5,417円(老齢基礎年金の満額(月額)の1/12)となる。なお、この額は毎年度の老齢基礎年金の額の改定に応じて変動する

(注9) 2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合には、5,000円を子の数で割った額がそれぞれに支払われる

4. フラット35が改正されました。

(1) フラット35 地域活性化型の対象事業が拡充されました。

フラット35 地域活性化型に「防災対策」および「地方移住支援」が新設されました。

(2) 建設費・購入価額の上限1億円の制限が撤廃されました。

借入対象となる住宅の建設費または購入価額は1億円が上限でしたが、この制限がなくなりました。

(3) フラット35(買取型)の融資率9割超の金利が引き下げられました。

融資率が9割を超えるときの金利は、融資率が9割以下のときの金利に年0.44%が上乗せされていましたが、上乗せの金利が年0.26%に引き下げられました。

(4) フラット50の融資率上限などが引き上げられました。

- ・融資率の上限が6割から9割に引き上げられました
- ・融資限度額が6,000万円から8,000万円に引き上げられました

(5) 中古住宅の「適合証明書」の取得を省略できる物件が拡大されました。

フラット35を利用する場合、通常「適合証明書」の取得および提出が必要となりますが、一定の要件を満たした中古住宅であれば「適合証明書」の取得および提出を省略することが可能です。この中古住宅の「適合証明書」の取得を省略できる物件*が拡大されました。

※「安心R住宅かつ新築時にフラット35を使用した住宅」、「団体登録住宅かつフラット35の基準に適合していることをあらかじめ確認した住宅」が追加となった。

(1)(2)(5)は、2019年10月1日以後の借入申込受付分から適用

(3)(4)は、2019年10月1日以後の資金実行分から適用

※2019年度版1級学科テキスト<基礎編・応用編>p73に記載のとおり改正されました。

5. 幼児教育・保育の無償化が始まりました。

消費税率10%への引き上げにあわせて、2019年10月1日より幼児教育・保育の無償化が始まりました。対象となるのは、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳～5歳の子どもの利用料です。認可外保育施設では、保育の必要性の認定があれば月額37,000円まで無償です。0歳～2歳の子どもは、住民税非課税世帯が対象となります。

	幼稚園、認可保育所、認定こども園等	認可外保育施設
3歳～5歳	無料 (子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園は、月額2.57万円まで)	月額3.7万円まで無償
0歳～2歳	住民税非課税世帯は無料	住民税非課税世帯は 月額4.2万円まで無償

<リスクと保険>

1. 法人が支払う定期保険および第三分野保険に係る保険料の取扱いが改正されました。

これまで、法人が支払う保険料の経理処理においては、保険の種類ごとに損金算入に制限をかける取扱いとなっていました。節税を目的とする高い返戻率の保険が問題となったことで、この取扱いが見直されることになりました。

改正後は、保険の種類ごとの取扱いが廃止され、最高解約返戻率に応じて、保険期間の当初一定期間は保険料の一定割合を資産計上することになります。その資産計上部分は、保険期間の終期の一定期間で按分して取り崩します。

この改正は、2019年7月8日以後の契約にかかる定期保険および第三分野保険の保険料について適用され、7月7日以前の契約においては引き続き従前の取扱いとなります。ただし、解約返戻金相当額のない短期払の定期保険または第三分野保険の保険料については、2019年10月8日以後の契約にかかるものから適用されます。

<定期保険および第三分野保険の保険料の経理処理>

(1) 定期保険および第三分野保険にかかる保険料

これらの保険料は、原則として期間の経過に応じて損金算入します。

契約者	被保険者	保険金・給付金 受取人	主契約保険料
法人	役員・従業員	法人	損金算入 ^(注1)
		役員・従業員または 役員・従業員の遺族	損金算入 ^(注1、2、3)

(注1) 解約返戻金相当額のない短期払の定期保険または第三分野保険において、当該事業年度に支払った保険料が1人あたり30万円以下のものは、その全額を損金の額に算入できます。

(注2) 加入対象者が普遍的であり、加入金額についても合理的格差に基づくものである場合には、当該期間に係る支払保険料は福利厚生費として損金算入できます。

(注3) 役員・部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む）のみを被保険者としている場合は、福利厚生費ではなく給与となり、上記（注1）の処理は認められません。また、給与となる場合は、加入対象者（被保険者）の給与となり、役員に対するものについては、保険料の支払方法その他により損金に算入できない場合があります。

(2) 保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い

契約者を法人、被保険者を役員・従業員とする保険期間^{*1}が3年以上の定期保険または第三分野保険であって、最高解約返戻率^{*2}が50%を超えるものの保険料は、保険料の支払時に全額を損金とすることができず、<表1>に定める区分に応じて当期分支払保険料^{*3}の一定割合を資産計上します。

ただし、最高解約返戻率が70%以下で年換算保険料相当額^{*4}が1人あたり30万円以下の保険の保険料については、上記（1）と同様の経理処理となります。

<表1>

最高解約返戻率	資産計上期間	資産計上額	資産計上額の 取崩期間
50%超 70%以下	保険期間の当初4割 相当期間	当期分支払保険料 ×40%	保険期間の7.5割 期間経過後から保 険期間終了まで
70%超 85%以下		当期分支払保険料 ×60%	

85%超	最高解約返戻率となる期間等の終了日まで	当期分支払保険料× 最高解約返戻率× 70% (10年経過日までは90%)	解約返戻金相当額が最高額となる期間経過後から保険期間終了まで
------	---------------------	---------------------------------------------	--------------------------------

- (※1) 保険期間とは、保険契約に定められている契約日から満了日までをいいます。また、保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始日から被保険者が116歳に達する日までを計算上の保険期間とします(上記(1)においても同様)。
- (※2) 最高解約返戻率とは、保険期間を通じて解約返戻率(契約時に示された解約返戻金相当額をそれまでの支払保険料の合計額で除した割合)が最も高い割合となる期間における割合をいいます。
- (※3) 当期分支払保険料とは、支払った保険料のうち当該事業年度に対応する部分の金額をいいます。
- (※4) 年換算保険料相当額とは、保険料の総額を保険期間の年数で除した金額をいいます。

<タックスプランニング>

1. 地方法人特別税が廃止され、特別法人事業税が創設されました。

地方法人特別税は、2019年10月1日以後に開始する事業年度から廃止されました。また、特別法人事業税が創設され、2019年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

<不動産>

1. 建築基準法の一部を改正する法律が施行されました。

建築基準法の一部を改正する法律の施行(2019年6月25日)により、建蔽率の緩和要件が変更されました。また、防火地域や準防火地域における建築物の構造制限の基準が変更されました。

<相続・事業承継>

1. 遺留分に関する民法の特例の対象が個人事業者に拡大されました。

2019年7月16日以降、経営承継円滑化法における遺留分に関する民法の特例の対象が個人事業者に拡大されました。この特例を活用すると、先代事業者から後継者に贈与等された事業用資産について、遺留分算定基礎財産から除外(除外合意)することができます。なお、この特例を利用するためには、以下の要件を満たした上で推定相続人および後継者全員の合意を得て合意書を作成し、経済産業大臣の確認および家庭裁判所の許可を受けることが必要です。

	要件
先代事業者	<ul style="list-style-type: none"> 合意時点において3年以上継続して事業を行っている個人事業者である 事業の用に供する事業用資産のすべてを後継者に贈与している
後継者	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者である 合意時点において個人事業者である 先代事業者からの贈与等により事業用資産を取得している

以上